

電子請求書の概要について (取引先向け)

ピーエス・コンストラクション 株式会社

2025年01月01日

1. 電子請求の目的

1-1 電子請求とは

電子請求とは、WEBシステムを用いて請求書をPDF等の電子データで作成のうえ、メール添付やクラウド上で発行及び受領を行うものです。

従来では、取引先会社様が請求書を発行後、郵送などにより紙で発送いただいていたが、弊社では、2025年1月から請求書アップロードシステム「Esker」をご利用の上、クラウド上で請求書PDFファイルをアップロードいただく方法を推奨いたします。

1-2 電子請求書のねらい

弊社では請求書電子化を推進するため、電子帳簿保存法、適格請求書等保存方式（インボイス制度）に対応した請求書アップロードシステムを2025年1月から導入し、取引会社様の業務負担軽減を実現します。

電子帳簿保存法・適格請求書保存方式（インボイス制度）への対応

（1）電子帳簿保存法

請求書アップロードシステム「Esker」は「スキャナ保存」「電子取引」の両方に対応しており、JIIIMA認証(※1)も取得している為、安全に請求書の電子化を行うことができます。

（2）適格請求書等保存方式（インボイス制度）

「登録事業者番号」の確認や税率毎の金額集計等、インボイス制度により発生する業務も業務負担をかけることなく請求書支払作業の一連の流れで実施できます。

(※1)JIIIMA認証 … 公益社団法人日本文書情報マネジメント協会による認証制度で、システムが電子帳簿保存法の法的要件を満たしていることを証明します。
請求書アップロードシステム「Esker」は、
「電帳法スキャナ保存ソフト認証」「電子取引ソフト法的要件認証」
ともに取得済です。

1-3 電子請求書のメリット

（1）コスト削減

取引会社様が請求書を郵送する際に発生する紙代や切手代、印刷代、保管場所代等の費用を削減できます。

※請求書アップロードシステムのご利用により費用は発生いたしません。

（2）時間短縮

請求書の印刷や封入作業が無くなり、発送から受取迄に要する日数もかからない為、請求業務にかかる時間を短縮することができます。

（3）ペーパーレス化

一部の請求業務がクラウド上で行われるため、自宅や外出先からのリモートワークへの対応が可能です。

2. 電子請求書の対象範囲

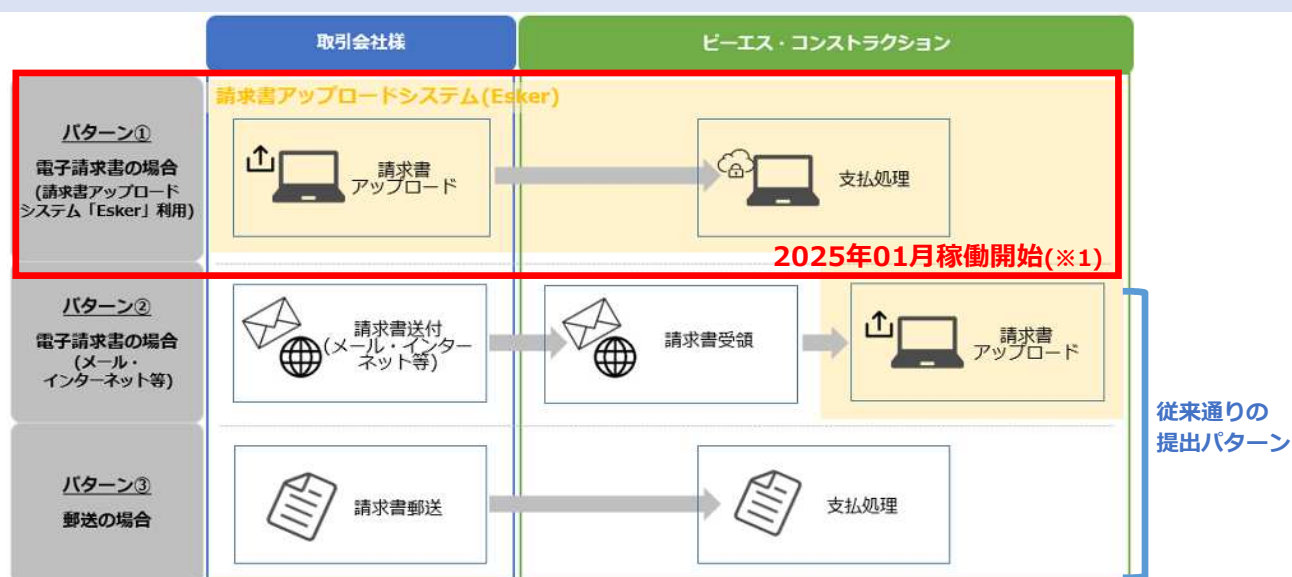
2-1 対象取引について

取引会社様との間に発生するすべてのお取引が対象となります。



3. 電子請求に伴う変更点

3-1 請求書提出パターン



(※1)2025年01月末払分から対象となります。
末払分の請求は15日締めとなります。
支払スケジュールは従来通り執り行います。

<パターン①> 電子請求書の場合 (請求書アップロードシステム利用)

- ①請求書アップロードシステムに請求書をアップロードして送信します。
 - ②弊社担当部署にて請求書支払処理を行います。
- ※請求書アップロードシステムの利用開始方法については
別紙「請求書アップロードシステム利用マニュアル」を参照ください。

<パターン②> 電子請求書の場合(メール・インターネット)

- ①メールやインターネット等、電子で請求書を送信します。
- ②弊社担当部署にて請求書支払処理を行います。

<パターン③> 郵送の場合

- ①紙の請求書を郵送します。
- ②弊社担当部署にて請求書支払処理を行います。

※上記、パターン①～③何れの場合も、2025年1月1日以降ご提出頂く請求書につきましては、
取引先様の社印又は代表者印等の押印は不要となります。